

国民健康保険の手続きを忘れずに

【問合せ】 市民課 国保年金係 ☎773-6661

春は進学や就職、転職、退職などで国民健康保険（以下「国保」）の異動が多い時期です。次に該当する場合は、その日から14日以内に市役所で手続きをしてください。就職・退職をした場合に、勤務先の健康保険担当者が手続きしてくれることはなく、自分か同一世帯の人による手続きが必要です。

窓口 市民課、大和・塩沢市民センター

| 手続きが必要な事例 | | 必要なもの |
|--------------------------------|------------------------------|---|
| 国保に加入 | 他市町村から転入した | ・ 転出証明書 |
| | 勤務先の健康保険をやめた (被扶養者でなくなった) | ・ 資格喪失連絡票 (勤務先でお受け取りください) |
| 国保をやめる | 他市町村に転出する | ・ 国保の保険証 |
| | 勤務先の健康保険に入った (被扶養者になった) | ・ 国保の保険証 ・ 勤務先の保険証 (または資格取得連絡票) |
| 修学のため他市町村に転出する (転出届と同時の手続き) | | ・ 国保の保険証 ・ 印かん ・ 在学証明書 (有効期限のある学生証のコピー可) |

※国保加入中で、名前や住所などの記載事項に変更がある場合も保険証をお持ちください。

すべての手続きに、本人確認ができるもの（免許証など）とマイナンバー（通知カード、マイナンバーカードなど）が必要です

退職後、国保の加入手続き前にご確認ください（健康保険を選択できる場合があります）

| 選択先 | 保険料、国保税など |
|-----------------------------|---|
| 退職前の健康保険を 任意継続する (最長 2年) | 保険料は、基本的に在職時の2倍(上限あり。被扶養者の保険料はかかりません) 手続きと保険料は、退職前の健康保険の保険者にお問い合わせください。 |
| 家族の健康保険の 被扶養者になる | 保険料はかかりません。 被扶養者になる条件などは、健康保険の保険者ごとに異なります。詳細は、家族が勤務する健康保険担当者にお問い合わせください。 |
| 市の国民健康保険に 加入する | 前年の所得により国保税を計算。(加入する家族全員分で国保税を算出します) 国保税の計算などは、税務課 市民税係 [☎773-6668] にお問い合わせください。 |

国保に関する手続きが遅れると

加入 …加入日は手続きをした日ではなく、今まで加入していた勤務先の健康保険の資格喪失日です。

- ・ 国保税がさかのぼって課税され、一回の納付額が大きくなる場合があります。
- ・ 国保の保険証が発行されるまで、医療機関の窓口負担は全額自己負担となります。(後日、領収書を持参し市役所で手続きをすることで、保険者負担分を給付)

脱退 …資格喪失日は手続きをした日ではなく、勤務先の健康保険への加入日です。

- ・ 国保税と勤務先の健康保険料を二重に支払うことがあります。(国保資格喪失の手続き後、納め過ぎた分を還付)
- ・ 資格喪失後に国保の保険証で医療機関を受診した場合は、国保が負担した医療費の返還が必要です。(勤務先の健康保険で手続きをすることによって、保険者負担分を給付)

手続きの遅れから国保への返還金が高額になる場合があります。返還金を防ぐためにも、勤務先の保険に加入が決まったら国保の保険証を使わずに、保険の切替え手続き中であることを医療機関にお申し出ください。